請 願 文 書 表

令 和 7 年 第 2 回

熊 谷 市 議 会 定 例 会

目　　次

請願第１０号　熊谷市家庭系ごみ削減目標の見直しとごみ排出量削減に向けた市民・事業者・行政の協働推進に関する請願・・・・・１
請願第１１号　国に対し、「安全・安心の医療・介護の実現のため人材確保と処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願・・・・・４

請願第１０号　　令和７年５月３０日受理

件　　名	熊谷市家庭系ごみ削減目標の見直しとごみ排出量削減に向けた市民・事業者・行政の協働推進に関する請願
請　願　者	中島あゆみ　外３名
紹介議員	臼杵　健
要　　旨	別紙のとおり
付託委員会	環境産業常任委員会

【件　　名】

熊谷市家庭系ごみ削減目標の見直しとごみ排出量削減に向けた市民・事業者・行政の協働推進に関する請願

【請願趣旨】

熊谷市の市民１人１日当たりのごみ排出量は１，０７０ｇ（令和４年度）で、全国平均８８０ｇ、埼玉県平均８２５ｇと比較して約２００ｇ多くなっております。その中でも、家庭系ごみ排出量だけを比較すると、熊谷市７０１ｇに対し、全国平均４９６ｇ・県平均５１３ｇより約２００ｇ多くなっております。熊谷市は他の市町村よりごみ排出量が多く、その原因は家庭系ごみの排出量が多いことによるものです。

一方で、現行の第２次熊谷市環境基本計画では２０３０年度ごみ排出量目標は９９２ｇとなっており、先述の令和４年度全国平均・埼玉平均と比較しても１００ｇ以上多く、低い数値目標となっています。また、分類別の数値目標が十分に示されておりません。

廃棄物の過剰排出は次のような深刻な影響を及ぼします。

１．地球温暖化への影響・・・仮に半量がプラスチックと仮定すると年間約６．６万ｔ－CO_2、市民全員が燃費２２ｋｍ／Ｌの車で３，２００ｋｍ走行した場合に匹敵。

２．財政負担・・・令和５年度清掃費負担金約１８億円。１日１９０ｇ削減し全国平均並みにすれば年約９，９００万円（国からの交付金は考慮せず）を捻出可能。

抜本的なごみ排出量削減を目指すには、市民・事業者・行政の間で課題を共有し、それぞれの立場で責任意識を持ち、相互に情報交換・連携することが必要です。

そこで本請願は、本市の環境負荷軽減と財政改善に同時に資する家庭系ごみ削減目標の見直しおよび、ごみ排出量削減に向けた市民・事業者・行政の協働推進を求め、それに関する事項について前向きな検討をお願いすることを目的に提出するものです。

【請願事項】

１　家庭系ごみ排出量削減目標の見直し

⑴　組成分析・展開調査の結果を活用し、重点課題を把握すること。

⑵　⑴の内容を元に、分類別削減目標を設定すること。

⑶　現在の削減目標について、全国平均・埼玉県平均を参考数値とした意

欲的な数値目標を再設定すること。

⑷　調査結果や進捗は随時公表すること。

２　協働推進の場の整備

既存の審議会等の活用または必要に応じた会議体の設置により、市民・事業者・行政が情報を共有し、施策の進捗と改善策を協議できる場を確保すること。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。

請願第１１号　　令和７年５月３０日受理

件　　名	国に対し、「安全・安心の医療・介護の実現のため人材確保と処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願
請　願　者	埼玉県さいたま市浦和区常盤５－８－１　イイヅカビル１Ｆ 埼玉県医療介護労働組合連合会 執行委員長　小林朱美
紹介議員	影山琢也、白根佳典、石川広己、腰塚菜穂子
要　　旨	別紙のとおり
付託委員会	市民福祉常任委員会

【件　　名】

国に対し、「安全・安心の医療・介護の実現のため人材確保と処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に医師や看護師、介護職員や保健師が不足していることが根本的な原因です。

日本医療労働組合連合会・埼玉県医療介護労働組合連合会などの団体が取り組んだ「２０２２年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は約８割にものぼり、仕事を辞めたい理由（３つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」約６割、「賃金が安い」約４割、「思うように休暇が取れない」約３割、「夜勤がつらい」約２割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」約２割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の軽減も必要です。

【請願事項】

１．安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人材確保のためにも、ケア労働者の大幅賃上げを支援すること。

２．医療や介護現場における「夜勤・交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

①　労働時間の上限規制や「勤務間インターバル」の確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②　夜勤・交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③　介護施設や有床診療所などで行われている「１人夜勤体制」をなくし、「複数夜勤体制」とすること。

３．新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、

保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。

４．患者・利用者の保険料、自己負担軽減を図ること。

上記項目を国の責任において実施することについて、国に対し意見書を提出してください。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。